



適切な貨物管理をお願いします

～非違事例(法に違反する行為)の紹介～



記帳義務違反事例

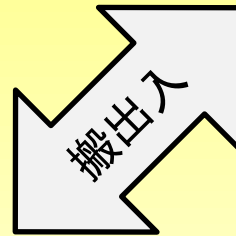
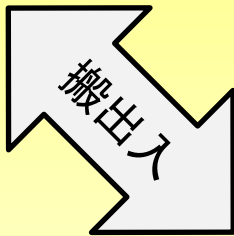
●ここ数年に全国で発生した非違件数は年間平均70件弱程度。そのうち**8割弱が記帳義務に係るもの**。

①保税蔵置場における外国貨物の内容点検、仕分けなど貨物取扱いに係る記帳を怠っていた。

②担当者がNACCS管理資料配信データの取得を失念し、記帳責任者がNACCS管理資料配信データの取得状況を確認していなかったため保税台帳未記帳となった。



外国貨物の搬出入等
には記帳が必要！



点検、仕分け、見本の持ち出しにも
記帳が必要です



誤搬出事例

①貨物と輸出入許可書の対査確認が不十分であったことから、未許可貨物を許可済貨物と誤認し搬出した。

②荷姿の類似している輸出入許可済の貨物と未許可の貨物を両方許可済と誤認して搬出した。



対査確認の実施
法令、CP(貨物管理規定)の遵守



●上記のような非違の大半は、**確認不足、思い込み、連絡引継不足**が原因です。**関係法令**及び各社で整備されている**貨物管理規定等の遵守**をお願いします。

!事例のような貨物管理体制が改善されない場合は、**搬入停止又は許可取り消し処分**となる可能性もありますので御注意下さい。

◆通報先 門司税関密輸ダイヤル(24時間受付)

シロイ クロイ

○フリーダイヤル 0120-461-961

○税関ホームページ <http://www.customs.go.jp/moji/>

○メールアドレス moji-hozei@customs.go.jp

◆相談先 門司税関監視部保税地域監督官

○TEL番号 050-3530-8387

○FAX番号 093-332-8398

